

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名称				第4.1版			第5.0版			適合基準日		
	大分類	中分類	小分類	機能ID	機能要件	実装区分			機能要件	実装区			
						指定都市	中核市	一般市区町村		指定都市		中核市	一般市区町村
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	0010001	日本人住民について、以下の項目を管理(※)すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	日本人住民について、以下の項目を管理(※)すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.6 空欄	0010018	1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、以下の項目は、空欄を許容しないこと。その他の項目は、「基本データリスト」を参照すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、以下の項目は、空欄を許容しないこと。その他の項目は、「基本データリスト」を参照すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	0010022	年月日は、暦上日に限り、許容すること。 ただし、1.1.1(日本人住民データの管理)、1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち生年月日、住民となった年月日、住所を定めた年月日、改製記載年月日、改製削除年月日及び外国人住民となった年月日並びに1.2.2(異動事由)に規定する項目のうち出生、死亡又は失踪に係る異動日については、暦上日以外の年月日(例:うるう年でない年における2月29日)も許容するとともに、以下に規定する不詳日を許容すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) なお、暦上日以外の年月日(例:うるう年でない年における2月29日)、明治45年7月30日及び大正15年12月25日の設定も許容する。 年月日の入力や管理については、1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。	◎	◎	◎	年月日は、暦上日に限り、許容すること。 ただし、1.1.1(日本人住民データの管理)、1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち1.1.1(日本人住民データの管理)に規定する生年月日、住民となった年月日、住所を定めた年月日、改製記載年月日、改製削除年月日及び外国人住民となった年月日並びに1.2.2(異動事由)に規定する項目のうち出生、死亡又は失踪に係る異動日については、暦上日以外の年月日(例:うるう年でない年における2月29日)も許容するとともに、以下に規定する不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する生年月日については、以下に規定する外国人住民の生年月日不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) なお、暦上日以外の年月日(例:うるう年でない年における2月29日)、明治45年7月30日及び大正15年12月25日の設定も許容する。 年月日の入力や管理については、1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.13 宛名番号・世帯番号	0010033	宛名番号及び世帯番号は、自動付番できること。 宛名番号及び世帯番号はそれぞれ、最下位の1桁を除いて単純連番方式で付番し、最下位の1桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方式はモジュラス11(M11W2~7)とする。余りが0の場合、検査付番は0とする。また、本ルール適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする。	◎	◎	◎	宛名番号及び世帯番号は、自動付番できること。 宛名番号及び世帯番号はそれぞれ、最下位の1桁を除いて単純連番方式で付番し、最下位の1桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方式はモジュラス11(M11W2~7)とする。余りが0又は1の場合、検査付番は0とする。また、本ルール適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	0010035	統合記載欄に異動履歴(A類型)及びそれに関する留意事項(B類型)並びに異動履歴に関係しない事項である備考(C類型)を入力できること。 留意事項については、直接関係する異動項目とひもつけて管理するとともに、20.0.3(異動履歴の記載)により統合記載欄に記載すること。他方、備考については異動履歴とは別に管理し、20.0.5(備考の記載)により統合記載欄に記載すること。	◎	◎	◎	統合記載欄に異動履歴(A類型)及びそれに関する留意事項(B類型)並びに異動履歴に関係しない事項である備考(C類型)を入力できること。 留意事項については、直接関係する異動項目とひもつけて管理するとともに、20.0.3(異動履歴の記載)により統合記載欄に記載すること。他方、備考については異動履歴とは別に管理し、20.0.5(備考の記載)により統合記載欄に記載すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	0010043	支援措置の実施に当たっては、支援措置対象者の住民票(原票)及び除票(原票)に支援措置対象者である旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、住民票(原票)及び除票の当該表示から画面遷移し、支援措置責任者又は支援措置責任者の了承を得た者のみが端末画面上でデータベースを確認できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) なお、加害者及び併せて支援を求める者については複数人設定できること。 なお、支援措置対象者の氏名及び宛名番号並びに併せて支援措置を求める者の氏名及び宛名番号、支援を求める事務及び住所等並びに支援措置の期間以外の項目については、住民記録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも住民票(原票)の支援措置対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。	◎	◎	◎	支援措置の実施に当たっては、支援措置対象者の住民票(原票)及び除票(原票)に支援措置対象者である旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、住民票(原票)及び除票の当該表示から画面遷移し、支援措置責任者又は支援措置責任者の了承を得た者のみが端末画面上でデータベースを確認できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) なお、支援措置対象者の相手方加害者及び併せて支援を求める者については複数人設定できること。 なお、支援措置対象者の氏名及び宛名番号並びに併せて支援措置を求める者の氏名及び宛名番号、支援を求める事務及び住所等並びに支援措置の期間以外の項目については、住民記録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも住民票(原票)の支援措置対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 振り仮名・フリガナ	0010045	氏名、旧氏及び通称については、フリガナ及びフリガナ確認フラグ(本人への確認の有無を示すフラグ)を管理すること。 なお、フリガナについては、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できること。	◎	◎	◎	日本人氏名の振り仮名及び日本人氏名の振り仮名公証フラグ(当該振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを示すフラグ)を管理すること。 氏名、旧氏並びに外国人氏名及び通称については、のフリガナ及びフリガナ確認フラグ(本人への確認の有無を示すフラグ)を管理すること。 なお、日本人氏名の振り仮名フリガナ、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 振り仮名・フリガナ	追加					日本人氏名の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	追加					指定都市においては、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する証明書の交付履歴(20.1.1(住民票の写し)、20.1.3(住民票の写し(世帯連記式))、20.1.4(住民票の除票の写し)、20.1.2(住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書)に関するもの)は、市が定める期間、手数料の有無を管理すること。	◎	-	-	
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	0010077	フリガナを登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。	◎	◎	◎	日本人氏名の振り仮名、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナ(「検索・照会・操作」において「氏名の振り仮名等」という。)を登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名称			機能ID	第4.1版			第5.0版			適合基準日		
	大分類	中分類	小分類		機能要件	実装区分			機能要件	実装区			
						指定都市	中核市	一般市区町村		指定都市		中核市	一般市区町村
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	0010078	以下のあいまい検索ができること。 ・清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。 例「ヂ」と「ジ」、「ズ」と「ヅ」、「ワ」と「ハ」、「ヴァ」と「バ」、「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「ブ」、「オ」と「ヲ」、「ヒ」と「ピ」 ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。 例「ッ」と「ツ」、「ャ」と「ヤ」、「ュ」と「ユ」、「ョ」と「ヨ」 ・氏名(外国人住民における「氏名(ローマ字)」及び「氏名(漢字)」を含む。)や氏名のフリガナ等で文字列一致検索(完全一致・部分一致)ができること。 ・名(氏名の名)のみの検索ができること。 ・氏と名との間のスペースを無視した検索ができること。 ・氏名フリガナ検索について、2文字目以降が「ウ」の場合で、その直前の文字が「才段」の場合、「ウ」を「オ」に変換して検索できること。 ・長音の有無を無視できること。 ・入力ゆらぎ対応として「ー(全角長音)」と「ー(全角ダツシュ)」と「ー(全角マイナス)」と「- (全角ハイフン)」、「- (半角長音)」と「- (半角ハイフン、マイナス)」、「全角スペース」と「半角スペース」を区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理されること。	◎	◎	◎	以下のあいまい検索ができること。 ・清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。 例「ヂ」と「ジ」、「ズ」と「ヅ」、「ワ」と「ハ」、「ヴァ」と「バ」、「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「ブ」、「オ」と「ヲ」、「ヒ」と「ピ」 ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。 例「ッ」と「ツ」、「ャ」と「ヤ」、「ュ」と「ユ」、「ョ」と「ヨ」 ・氏名(外国人住民における「氏名(ローマ字)」及び「氏名(漢字)」を含む。)や日本人氏名の振り仮名等フリガナ等の項目などで文字列一致検索(完全一致・部分一致)ができること。 ・名(氏名の名)のみの検索ができること。 ・氏と名との間のスペースを無視した検索ができること。 ・氏名の振り仮名等フリガナ検索について、2文字目以降が「ウ」の場合で、その直前の文字が「才段」の場合、「ウ」を「オ」に変換して検索できること。 ・長音の有無を無視できること。 ・入力ゆらぎ対応として「ー(全角長音)」と「ー(全角ダツシュ)」と「ー(全角マイナス)」と「- (全角ハイフン)」、「- (半角長音)」と「- (半角ハイフン、マイナス)」、「全角スペース」と「半角スペース」を区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理されること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	0010081	氏名(ローマ字・漢字を含む。)、旧氏・通称・(氏名・旧氏・通称の)フリガナ・生年月日(西暦・和暦)・性別・続柄・住所・住所コード・方書・宛名番号・世帯番号・当該住民票を削除した事由・個人番号・住民票コード・住民種別(日本人、外国人)・在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。また、除票となった者の統合記載欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名のフリガナ・生年月日について検索できること。 上記項目のうち空欄を許容している項目に関し、空欄を指定して検索できること。 ※「検索」は、個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッチするものを探す操作をいう。「照会」は、既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作をいう。	◎	◎	◎	氏名(ローマ字・漢字を含む。)、旧氏・通称・(氏名・旧氏・通称の)の振り仮名等フリガナ・生年月日(西暦・和暦)・性別・続柄・住所・住所コード・方書・宛名番号・世帯番号・当該住民票を削除した事由・個人番号・住民票コード・住民種別(日本人、外国人)・在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。また、除票となった者の統合記載欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名の振り仮名等フリガナ・生年月日について検索できること。 上記項目のうち空欄を許容している項目に関し、空欄を指定して検索できること。 ※「検索」は、個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッチするものを探す操作をいう。「照会」は、既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作をいう。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	0010084	異動履歴の検索においては、氏名、旧氏、通称、(氏名・旧氏・通称の)フリガナ、住所、住所コード、方書、住民票コード、個人番号及び在留カード番号等の番号については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。	◎	◎	◎	異動履歴の検索においては、氏名、旧氏、通称、(氏名・旧氏・通称の)フリガナ、住所、住所コード、方書、住民票コード、個人番号及び在留カード番号等の番号については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者	0010166	氏名(又は氏名のフリガナ)・名(又は名のフリガナ)・性別・生年月日の組合せが一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。	◎	◎	◎	氏名(又は日本人氏名の振り仮名若しくは外国人氏名のフリガナ)・名(又は日本人名の振り仮名若しくは外国人名のフリガナ)・性別・生年月日の組合せが一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010525	転出証明書情報、転入予約情報を取り込む際には、職員の手を介することなく自動で、複数件を一括で取り込むことができること。	◎	◎	○	転出証明書情報、転入予約情報を取り込む際には、職員の手を介することなく自動で、複数件を一括で取り込むことができること。転出証明書情報から法第7条に基づく記載事項として記載する日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定できること。	◎	◎	○	令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2 インターネットからの転居予約(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010183	転居予約情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。また、転居予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、転居予約を利用した転居届(法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届と同一様式)に必要な情報を印字した上で、出力できること。なお、転居予約情報のうち、届出人以外の転居する世帯員の氏名及び生年月日を、住民記録システム内の情報(氏名及び生年月日)と突合し、一致しない場合には、アラートを表示し、確認を促すこと。転居届に印字する氏名、氏名のフリガナ、性別、生年月日については、上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字した上で出力できること。また、新しい世帯主及び続柄が転居予約情報として取得できない場合(世帯全員が転居する場合)、転居届に印字する新しい世帯主氏名及び他の世帯員の続柄については上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字した上で出力できること。その際、転居予約情報に基づき作成された転居予約を利用した転居届に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正及び保存を行えること。	◎	◎	◎	転居予約情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。また、転居予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、転居予約を利用した転居届(法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届と同一様式)に必要な情報を印字した上で、出力できること。なお、転居予約情報のうち、届出人以外の転居する世帯員の氏名及び生年月日を、住民記録システム内の情報(氏名及び生年月日)と突合し、一致しない場合には、アラートを表示し、確認を促すこと。転居届に印字する氏名、日本人氏名の振り仮名又は外国人氏名のフリガナ、性別、生年月日については、上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字した上で出力できること。また、新しい世帯主及び続柄が転居予約情報として取得できない場合(世帯全員が転居する場合)、転居届に印字する新しい世帯主氏名及び他の世帯員の続柄については上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字した上で出力できること。その際、転居予約情報に基づき作成された転居予約を利用した転居届に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正及び保存を行えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010202	エラーチェックや審査・決裁の結果を申請管理機能に連携できること。また、併せて受付不可や保留とした際の理由や、適宜職員が修正を加えた内容について記載できる自由記載項目についても、申請管理機能に連携できること。	◎	◎	◎	エラーチェックや審査・決裁の結果を申請管理機能に連携できること。また、併せて受付不可や保留とした際の理由や、適宜職員が修正を加えた内容について記載できる自由記載項目についても、申請管理機能に連携できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.3 戸籍通知・戸籍の表示の引用	0010226	本籍地市区町村から戸籍照合通知(法第19条第2項)及び住民票記載事項通知(法第9条第2項)が送付された場合、それに基づいて住民票の記載等を行えること。	◎	◎	◎	本籍地市区町村から戸籍照合通知(法第19条第2項)及び戸籍における届出の受理地及び本籍地市区町村から住民票記載事項通知(法第9条第2項)が送付された場合、それに基づいて住民票の記載等を行えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名称			機能ID	機能要件	実装区分			機能要件	実装区			適合基準日	
	大分類	中分類	小分類			第4.1版	指定都市	中核市		一般市区町村	指定都市	中核市		一般市区町村
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込	0010235	CSから受信した戸籍照合通知に外字(住基ネット統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される。)が設定されていた場合、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。なお、「文字セット等」からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、「文字情報基盤文字」によるデータとともに、これらに変換できる「変換可能文字」によるデータを併用することを許容している(30.2(文字)を参照)ため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、戸籍照合通知取込エラー一覧表への出力、画面への出力等方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。	◎	◎	○	CSから受信した戸籍照合通知については「既存住基システム改造仕様書」に従い連携されるため、これを適切に処理できること。外字(住基ネット統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される。)が設定されていた場合、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。なお、「文字セット等」からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、「文字情報基盤文字」によるデータとともに、これらに変換できる「変換可能文字」によるデータを併用することを許容している(30.2(文字)を参照)ため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、戸籍照合通知取込エラー一覧表への出力、画面への出力等方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。	◎	◎	○	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.7. CSから受信した住民票コード照会通知の取込	0010239	CSから受信した住民票コード照会通知に外字(住基ネット統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される。)が設定されていた場合、同じ住民票コード照会通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。なお、「30.2 文字」に記載のとおり、現行の文字セット等からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、文字情報基盤文字によるデータとともに、変換可能文字によるデータを併用することを許容しているため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、住民票コード照会通知取込エラー一覧表への出力、画面への出力等方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。	○	○	○	CSから受信した住民票コード照会通知については「既存住基システム改造仕様書」に従い連携されるため、これを適切に処理できること。外字(住基ネット統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される。)が設定されていた場合、同じ住民票コード照会通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。なお、「30.2 文字」に記載のとおり、現行の文字セット等からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、文字情報基盤文字によるデータとともに、変換可能文字によるデータを併用することを許容しているため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、住民票コード照会通知取込エラー一覧表への出力、画面への出力等方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。	○	○	○		
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.8. CSから受信した住民票記載事項通知の取込	0010240	本籍地からCSを介して受信した住民票記載事項通知(法第9条第2項)を基に、該当異動(出生、死亡等)の入力処理ができること。	◎	◎	◎	戸籍における届出の受理地及び本籍地からCSを介して受信した住民票記載事項通知(法第9条第2項)を基に、該当異動(出生、死亡等)の入力処理ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.8. CSから受信した住民票記載事項通知の取込	0010242	CSから受信した住民票記載事項通知に外字(住基ネット統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される。)が設定されていた場合、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。なお、「30.2 文字」に記載のとおり、現行の文字セット等からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、文字情報基盤文字によるデータとともに、変換可能文字によるデータを併用することを許容しているため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、住民票記載事項通知取込エラー一覧表への出力、画面への出力等方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。	◎	◎	◎	CSから受信した住民票記載事項通知については「既存住基システム改造仕様書」に従い連携されるため、これを適切に処理できること。外字(住基ネット統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される。)が設定されていた場合、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。なお、「30.2 文字」に記載のとおり、現行の文字セット等からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、文字情報基盤文字によるデータとともに、変換可能文字によるデータを併用することを許容しているため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、住民票記載事項通知取込エラー一覧表への出力、画面への出力等方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.8. CSから受信した住民票記載事項通知の取込	0010244	CSから住民票記載事項通知(法第9条第2項)を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。	○	○	○	CSから住民票記載事項通知(法第9条第2項)を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。住民票記載事項通知から法第7条に基づき記載事項として記載する日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定できること。	○	○	○		
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	二	追加					住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書、住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)及び職権記載等通知書において、それぞれの氏名の項目の振り仮名欄に、法第7条の記載事項として住民票に記載された日本人氏名の振り仮名をカタカナで記載する。なお、日本人の氏又は名のみ振り仮名を記載する場合並びに氏及び名の振り仮名のいずれも記載しない場合は、以下のように記載すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日	
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	一	0010305	住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の氏名(外国人住民の氏名を含む。)、旧氏及び通称の項目は、それぞれの項目の内容の後に括弧書きでカタカナによるフリガナを記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (例示については、シート「帳票関連項目等一覧」を参照)	○	○	○	住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の氏名(外国人住民のみ氏名を含む。)、旧氏及び通称の項目は、それぞれの項目の内容の後に括弧書きでカタカナによるフリガナを記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (例示については、シート「帳票関連項目等一覧」を参照)	○	○	○		
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	一	追加					住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書、住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)及び職権記載等通知書の振り仮名欄以外の項目に、日本人氏名の振り仮名を記載できること。	×	×	×		
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	一	0010306	住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の氏名(外国人住民の氏名を含む。)、旧氏及び通称以外の項目に、フリガナを記載できること。	×	×	×	住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の氏名(外国人住民の氏名を含む。)、旧氏及び通称以外の項目に、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナを記載できること。	×	×	×		

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名称			機能ID	第4.1版			第5.0版			適合基準日		
	大分類	中分類	小分類		機能要件	実装区分			機能要件	実装区分			
						指定都市	中核市	一般市区町村		指定都市		中核市	一般市区町村
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	0010307	括弧書き以外の方法でフリガナを記載できること。	×	×	×	括弧書き以外の方法で旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナを記載できること。	×	×	×	
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	0010308	ひらがなによるふりがなを記載できること。	×	×	×	日本人氏名の振り仮名、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナをひらがなによりるふりがなを記載できること。	×	×	×	
機能要件	5 証明	5.6 公印・職名の印字	—	0010315	システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類(市区町村長又は職務代理者の印)を選択できること。また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。	◎	◎	◎	システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類(市区町村長又は職務代理者の印)を選択できること。また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。ただし、指定都市においては都道府県名を省略することも可能とする。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	5 証明	5.6 公印・職名の印字	—	0010318	指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。	×	×	×	指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。	×	×	×	
機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込	—	0010528	異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	
機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	0010443	論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等(少なくとも「エラー項目一覧」に記載のものは、エラー(※)として抑止すること。エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容される。 (シート「エラー・アラート項目一覧」を参照) ※エラー:論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定(本登録)できないもの	◎	◎	◎	論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等(少なくとも「エラー項目一覧」に記載のものは、エラー(※)として抑止すること。エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容される。 (シート「エラー・アラート項目一覧」を参照) ※エラー:論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定(本登録)できないもの	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	0010530	論理的には成立するが特に注意を要する入力等(少なくとも「アラート項目一覧」に記載のものは、アラート(※)として注意喚起すること。 (シート「エラー・アラート項目一覧」を参照) ※アラート:論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの	◎	◎	◎	論理的には成立するが特に注意を要する入力等(少なくとも「アラート項目一覧」に記載のものは、アラート(※)として注意喚起すること。 (シート「エラー・アラート項目一覧」を参照) ※アラート:論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの	◎	◎	◎	令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	—	20.0.2 各項目の記載	0010456	記載しない項目(例:日本人住民の住民票の写しにおける外国人住民用項目、記載事項証明書における記載しない項目)については、項目名及び項目内容を「* * *」表示とすること。 ただし、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届及び転居予約を利用した転居届については証明書ではなく、届出書であることから、記載しない項目の表記に関しては、その限りでない。	◎	◎	◎	記載しない項目(例:日本人住民の住民票の写しにおける外国人住民用項目、記載事項証明書における記載しない項目)については、項目名及び項目内容を「* * *」表示とすること。 ただし、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届及び転居予約を利用した転居届については証明書ではなく、届出書であることから、記載しない項目の表記に関しては、その限りでない。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	—	20.0.2 各項目の記載	0010457	記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目(例:転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」、出生に伴い、住民票を記載した場合の「転入前住所」、旧氏を設定していない場合の「旧氏」等)については、項目内容を「【空欄】」と表示すること。 ただし、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届及び転居予約を利用した転居届については証明書ではなく、届出書であることから、記載すべきものがない項目の表記に関しては、その限りでない。	◎	◎	◎	記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目(例:転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」、出生に伴い、住民票を記載した場合の「転入前住所」、旧氏を設定していない場合の「旧氏」等)については、項目内容を「【空欄】」と表示すること。ただし、日本人氏名の振り仮名において、氏及び名の振り仮名のいずれも法第7条に基づく記載事項として住民票に記載されていない場合は、項目名及び項目内容を*表示とする。なお、日本人氏名及び日本人氏名の振り仮名について、それぞれの氏又は名の一方に空欄がある場合は、当該空欄部分について「【氏空欄】」又は「【名空欄】」と記載する。 ただし、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届及び転居予約を利用した転居届については証明書ではなく、届出書であることから、記載すべきものがない項目の表記に関しては、その限りでない。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
機能要件	—	—	20.0.3 異動履歴の記載	追加					なお、日本人氏名の振り仮名が、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携される振り仮名によって、法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載される場合、便宜上自治体が保持している公証前の振り仮名の修正ではなく、新たに振り仮名を記載したものととして履歴を記載すること。この場合、異動前の氏名の振り仮名には便宜上保持していた振り仮名を記載せず、空欄とすること。また、氏又は名の振り仮名のいずれかが先に住民票の記載事項として記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	0010531	住民票の写し(世帯連記式を含まない。)に記載する項目は以下のとおりとすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) 統合記載欄に、異動履歴(※)、通称の記載及び削除に関する事項(※)並びに備考(※)を記載できること。 (※)を付している項目については、省略の指定ができること。	◎	◎	◎	住民票の写し(世帯連記式を含まない。)に記載する項目は以下のとおりとすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) 統合記載欄に、異動履歴(※)、通称の記載及び削除に関する事項(※)並びに備考(※)を記載できること。 (※)を付している項目については、省略の指定ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名称			機能ID	第4.1版			第5.0版			適合基準日		
	大分類	中分類	小分類		機能要件	実装区分			機能要件	実装区			
						指定都市	中核市	一般市区町村		指定都市		中核市	一般市区町村
様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	0010469	住民票の写し(世帯連記式を含まない。)以下の項目を記載すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	住民票の写し(世帯連記式を含まない。)以下の項目を記載すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	
様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	0010473	レイアウトは、20.1.1、20.1.3及び20.1.4に規定するレイアウトに以下の変更を加えたものとする(参考までにレイアウトを別紙の帳票一覧・レイアウトに示す。) (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) (変更箇所) ・表題の「住民票」を「住民票記載事項証明書」に、「住民票(除票)」を「住民票除票記載事項証明書」に改める。 ・記載しない項目は、項目名及び項目内容を「* * *」表示とする。 ・認証文の「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「上記の事項は、世帯全員の住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に、「この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。」を「上記の事項は、住民票の除票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に改める。	◎	◎	◎	レイアウトは、20.1.1、20.1.3及び20.1.4に規定するレイアウトに以下の変更を加えたものとする(参考までにレイアウトを別紙の帳票一覧・レイアウトに示す。) (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) (変更箇所) ・表題の「住民票」を「住民票記載事項証明書」に、「住民票(除票)」を「住民票除票記載事項証明書」に改める。 ・記載しない項目は、項目名及び項目内容を「* * *」表示とする。 ・認証文の「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「上記の事項は、世帯全員の住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に、「この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。」を「上記の事項は、住民票の除票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に改める。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し(世帯連記式)	0010532	住民票の写し(世帯連記式)に記載する項目は以下のとおりとすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) (※)を付している項目については、省略の指定ができること。	◎	◎	◎	住民票の写し(世帯連記式)に記載する項目は以下のとおりとすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) (※)を付している項目については、省略の指定ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し(世帯連記式)	0010479	住民票の写し(世帯連記式)以下の項目を記載すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	住民票の写し(世帯連記式)以下の項目を記載すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	
様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.4 住民票の除票の写し	0010481	レイアウトは、20.1.1に規定する住民票の写しのレイアウトに以下の変更を加えたものとする(参考までにレイアウトを別紙の帳票一覧・レイアウトに示す。) (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) (変更箇所) ・表題の「住民票」の次に「(除票)」を加える。 ・統合記載欄に、除票記載事項を記載する。 ・認証文の「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。」に改める。 ・確認事項として「この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。」といった文言を記載するか選択できる。	◎	◎	◎	レイアウトは、20.1.1に規定する住民票の写しのレイアウトに以下の変更を加えたものとする(参考までにレイアウトを別紙の帳票一覧・レイアウトに示す。) (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) (変更箇所) ・表題の「住民票」の次に「(除票)」を加える。 ・統合記載欄に、除票記載事項を記載する。 ・認証文の「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。」に改める。 ・確認事項として「この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。」といった文言を記載するか選択できる。 ・氏名の振り仮名に関する注釈の「※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。」を「※除票となった時点で、戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。」に改める。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届	0010483	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) また、本様式の余白欄については本仕様書では規定しない。	◎	◎	◎	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) また、本様式の余白欄については本仕様書では規定しない。 なお、異動する(した)日本人の振り仮名の項目については、法第7条の記載事項として住民票に記載される振り仮名のみを印字することとする。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届	0010484	転居予約を利用した転居届について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	転居予約を利用した転居届について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	令和8年4月1日

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	氏名
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	氏名の振り仮名(1.1.18参照)
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	旧氏
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	生年月日(和暦で管理すること。)
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	性別
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	世帯主の氏名及び世帯主との続柄
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	世帯主である旨(世帯主である場合)
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	戸籍の表示(本籍・筆頭者)
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	住民となった年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	住所(方書を含む。)
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	住所を定めた年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	届出の年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	転入前住所(国外を含む。)
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	個人番号
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	選挙人名簿への登録の有無
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民健康保険の被保険者該当の有無
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民健康保険の資格取得年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民健康保険の資格喪失年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	後期高齢者医療の被保険者該当の有無
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	後期高齢者医療の資格取得年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	後期高齢者医療の資格喪失年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	介護保険の被保険者該当の有無
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	介護保険の資格取得年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	介護保険の資格喪失年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の被保険者該当の有無
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の基礎年金番号
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の種別
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の種別の変更があった年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の資格取得年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の資格喪失年月日
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	児童手当の受給開始年月
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	児童手当の受給終了年月
0010001	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	住民票コード
0010001	住民票の除票固有の記載事項に当たる項目	—	—	消除事由(転出、改製、死亡等)
0010001	住民票の除票固有の記載事項に当たる項目	—	—	転出先住所(予定)
0010001	住民票の除票固有の記載事項に当たる項目	—	—	事由の生じた年月日(転出の場合にあっては、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	宛番号
0010001	住民票のその他の項目	—	—	世帯番号
0010001	住民票のその他の項目	—	—	世帯員の並び順(5.2参照)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	異動履歴として管理する各項目(1.2.1参照)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	住民状態(住民)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	住民種別(日本人住民・外国人住民)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	証明書の交付履歴(1.3.8参照)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	抑止フラグ
0010001	住民票のその他の項目	—	—	備考(1.1.14参照)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	メモ(1.1.15参照)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	氏名のフリガナ(4.1.18参照)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	氏名の振り仮名フリガナ公証確認フラグ(1.1.18参照)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	旧氏のフリガナ(1.1.18参照)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	旧氏のフリガナ確認フラグ(1.1.18参照)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	住所コード
0010001	住民票のその他の項目	—	—	住所の郵便番号
0010001	住民票のその他の項目	—	—	転入前住所の住所コード及びその郵便番号
0010001	住民票のその他の項目	—	—	最終登録住所地(4.1.14参照)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	個人番号カードの発行状況
0010001	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人の該当有無
0010001	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人の審判確定日
0010001	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人の登記日
0010001	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人である旨を知った日
0010001	住民票のその他の項目	—	—	改製記載年月日(改製記載の場合)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	再製記載年月日(再製記載の場合)
0010001	住民票のその他の項目	—	—	カード用署名用電子証明書シリアル番号
0010001	住民票のその他の項目	—	—	カード利用者証明用電子証明書シリアル番号
0010001	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出先住所(確定)
0010001	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	届出の年月日
0010001	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転入通知年月日
0010001	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出年月日(確定)
0010001	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	改製消除年月日(改製消除の場合)
0010001	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	住民状態(転出・死亡・消除等)
0010001	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出先住所(予定)の住所コード及びその郵便番号
0010001	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出先住所(確定)の住所コード及びその郵便番号
0010018	空欄を許容しない項目	—	—	日本人住民の氏名
0010018	空欄を許容しない項目	—	—	生年月日
0010018	空欄を許容しない項目	—	—	戸籍の表示(本籍・筆頭者)
0010018	空欄を許容しない項目	—	—	住民となった年月日
0010018	空欄を許容しない項目	—	—	住所
0010018	空欄を許容しない項目	—	—	住民票コード(除票の場合を除く。)
0010018	空欄を許容しない項目	—	—	外国人住民となった年月日
0010018	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項_中长期在留者である旨
0010018	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項_在留カードの番号(除票の場合を除く。)

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	申出者に関する項目	連絡先(電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等)
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	申出者に関する項目	申出者の状況(配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法、その他前記に準ずるケースから選択できること。)
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	申出者に関する項目	転送を受けた他の市区町村が支援を求められている事務(住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、住民票の除票の写し等の交付から選択)(複数登録できること。)
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	支援措置対象者の相手方加害者に関する項目(判明している場合)	氏名
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	支援措置対象者の相手方加害者に関する項目(判明している場合)	生年月日
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	支援措置対象者の相手方加害者に関する項目(判明している場合)	住所
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	支援措置対象者の相手方加害者に関する項目(判明している場合)	その他(任意の文言を登録できること。)
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	併せて支援を求める者に関する項目	氏名
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	併せて支援を求める者に関する項目	生年月日
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	併せて支援を求める者に関する項目	申出者との関係
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	併せて支援を求める者に関する項目	転送を受けた他の市区町村が支援を求められている事務(住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、住民票の除票の写し等の交付から選択)(複数登録できること。)
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	申出者に関する項目	日本人氏名の振り仮名
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	申出者に関する項目	外国人氏名のフリガナ
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	申出者に関する項目	通称
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	申出者に関する項目	通称のフリガナ
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	申出者に関する項目	旧氏
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	申出者に関する項目	旧氏のフリガナ
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	申出者に関する項目	宛名番号
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	申出者に関する項目	性別
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	申出者に関する項目	支援を求められている事務が住民票の除票の写し等の交付の場合、支援措置対象住所の住所種別(転入通知に基づいて記載した転出先住所(確定)、転出届に基づいて記載した転出先住所(予定)、統合記載欄に記載された転出先住所等から選択できること。)(複数登録できること。) ※統合記載欄に記載された転出先住所とは、誤記修正後の記載として統合記載欄C類型に記載された住所を指す(併せて支援を求める者に関する項目においても同様。) その他(任意の文言を登録できること。)
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	申出者に関する項目	性別
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	支援措置対象者の相手方加害者に関する項目(判明している場合)	その他(任意の文言を登録できること。)
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	支援措置対象者の相手方加害者に関する項目(判明している場合)	日本人氏名の振り仮名
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	支援措置対象者の相手方加害者に関する項目(判明している場合)	外国人氏名のフリガナ
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	併せて支援を求める者に関する項目	通称
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	併せて支援を求める者に関する項目	通称のフリガナ
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	併せて支援を求める者に関する項目	旧氏
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	併せて支援を求める者に関する項目	旧氏のフリガナ
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	併せて支援を求める者に関する項目	宛名番号
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	併せて支援を求める者に関する項目	性別
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	併せて支援を求める者に関する項目	支援を求められている事務が住民票の除票の写し等の交付の場合、支援措置対象住所の住所種別(転入通知に基づいて記載した転出先住所(確定)、転出届に基づいて記載した転出先住所(予定)、統合記載欄に記載された転出先住所等から選択できること。)(複数登録できること。)
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)	併せて支援を求める者に関する項目	その他(任意の文言を登録できること。)
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	転送情報	—	転送された支援措置申出書の受付年月日
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	転送情報	—	支援の必要性がないことを確認したときの申出者への連絡年月日
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	転送情報	—	当初受付市区町村
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置の期間	—	支援措置の開始年月日
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	支援措置の期間	—	支援措置の終了年月日
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	仮支援措置	—	仮支援措置の有無
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	仮支援措置	—	仮支援措置の開始年月日
0010043	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	仮支援措置	—	仮支援措置の終了年月日
0010528	—	—	—	住民異動届に記載のデータ
0010528	—	—	—	住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ
0010528	—	—	—	個人番号カード券面事項(4情報等(住所・氏名・日本人氏名の振り仮名・旧氏・通称・生年月日・性別)及び個人番号)
0010531	—	—	—	氏名(ローマ字、漢字を含む。)
0010531	—	—	—	日本人氏名の振り仮名
0010531	—	—	—	旧氏
0010531	—	—	—	通称
0010531	—	—	—	生年月日
0010531	—	—	—	性別
0010531	—	—	—	世帯主(※)
0010531	—	—	—	世帯主との続柄(※)
0010531	—	—	—	戸籍の表示(本籍・筆頭者)(※)
0010531	—	—	—	住民となった年月日
0010531	—	—	—	住所を定めた年月日
0010531	—	—	—	住所(方書を含む。)
0010531	—	—	—	届出日
0010531	—	—	—	転入前住所(国外を含む。)
0010531	—	—	—	個人番号(※)
0010531	—	—	—	住民票コード(※)
0010531	—	—	—	外国人住民となった年月日
0010531	—	—	—	国籍・地域(※)
0010531	—	—	—	法第30条の45に規定する区分(※)
0010531	—	—	—	在留期間等(※)
0010531	—	—	—	在留期間の満了の日(※)
0010531	—	—	—	在留資格(※)
0010531	—	—	—	在留カード等の番号(※)
0010469	—	—	—	外国人氏名のフリガナ(1.1.18参照)
0010469	—	—	—	旧氏のフリガナ(1.1.18参照)
0010469	—	—	—	通称のフリガナ(1.1.18参照)
0010532	—	—	—	氏名(ローマ字、漢字を含む。)
0010532	—	—	—	日本人氏名の振り仮名
0010532	—	—	—	旧氏
0010532	—	—	—	通称

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010532	—	—	—	生年月日
0010532	—	—	—	性別
0010532	—	—	—	世帯主(※)
0010532	—	—	—	世帯主との続柄(※)
0010532	—	—	—	戸籍の表示(本籍・筆頭者)(※)
0010532	—	—	—	住民となった年月日
0010532	—	—	—	住所を定めた年月日
0010532	—	—	—	住所(方書を含む。)
0010532	—	—	—	届出日
0010532	—	—	—	転入前住所(国外を含む。)
0010532	—	—	—	個人番号(※)
0010532	—	—	—	住民票コード(※)
0010532	—	—	—	外国人住民となった年月日
0010532	—	—	—	国籍・地域(※)
0010532	—	—	—	法第30条の45に規定する区分(※)
0010532	—	—	—	在留期間等(※)
0010532	—	—	—	在留期間の満了の日(※)
0010532	—	—	—	在留資格(※)
0010532	—	—	—	在留カード等の番号(※)
0010479	—	—	—	外国人氏名のフリガナ(1.1.18参照)
0010479	—	—	—	旧氏のフリガナ(1.1.18参照)
0010479	—	—	—	通称のフリガナ(1.1.18参照)
0010483	—	—	—	あて先
0010483	—	—	—	タイトル
0010483	—	—	—	届出日
0010483	—	—	—	異動日
0010483	—	—	—	異動事由
0010483	—	—	—	新しい住所
0010483	—	—	—	今までの住所
0010483	—	—	—	新しい世帯主
0010483	—	—	—	連絡先
0010483	—	—	—	No.
0010483	—	—	—	異動する(した)人の氏名
0010483	—	—	—	異動する(した)人の氏名(フリガナ)日本人氏名の振り仮名
0010483	—	—	—	異動する(した)外国人氏名のフリガナ
0010483	—	—	—	生年月日
0010483	—	—	—	性別
0010483	—	—	—	住民票コード
0010483	—	—	—	続柄
0010483	—	—	—	個人番号カードの交付の有無
0010483	—	—	—	国民健康保険の被保険者の資格の有無
0010483	—	—	—	後期高齢者医療の被保険者の資格の有無
0010483	—	—	—	介護保険の被保険者の資格の有無
0010483	—	—	—	児童手当の給付の有無
0010483	—	—	—	国民年金の種別
0010483	—	—	—	基礎年金番号
0010484	—	—	—	あて先
0010484	—	—	—	タイトル
0010484	—	—	—	届出日
0010484	—	—	—	異動日
0010484	—	—	—	異動事由
0010484	—	—	—	新しい住所
0010484	—	—	—	今までの住所
0010484	—	—	—	新しい世帯主
0010484	—	—	—	連絡先
0010484	—	—	—	No.
0010484	—	—	—	異動する(した)人の氏名
0010484	—	—	—	異動する(した)人の氏名(フリガナ)日本人氏名の振り仮名
0010484	—	—	—	異動する(した)外国人氏名のフリガナ
0010484	—	—	—	生年月日
0010484	—	—	—	性別
0010484	—	—	—	続柄

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	2	日本人氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がない場合	日本人住民の氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がありません。	1.1.1	日本人氏名の振り仮名の入力については、氏と名の間には空白が必要であるため。
エラー	3 2	項目表記ルールに沿わない表記による入力が行われた場合(例:氏名等の全角文字列入力項目において、空白が2文字以上連続で含まれている、全角項目において全角以外が含まれている)	項目表記ルールに沿わない表記で入力されています。	1.1.1, 1.1.2	項目表記ルールに従っていない場合は誤入力であるため。
エラー	4 3	日本人住民に対して外国人住民のみ記載される項目が入力されていた場合又は外国人住民に対して日本人住民のみ記載される項目が入力されていた場合	入力された住民種別に合致しない項目が入力されています。	1.1.1, 1.1.2	転入の際、日本人住民であるのに在留カード番号が入力されてしまっている場合等、異なる住民種別の項目が入力されることは誤入力と想定されるため。
エラー	5 4	住民記録システム内のデータ(仮登録の状態の者を含む。)において、住民票コード、個人番号又は在留カード番号が一致する者がいた場合	既に登録されています。	1.1.1, 1.1.2	住民記録システム内のデータに住民票コード、個人番号、在留カード番号が一致する者がいた場合は入力誤りであると考えられるため。
エラー	6 5	個人番号のチェックデジットが不正の場合	個人番号のチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2	個人番号は誤った場合に誤入力の前後の個人ひもづけ管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。
エラー	7 6	市区町村内で個人番号の入力が重複している場合(二重付番を防ぐため)	付番済の個人番号が入力されています。	1.1.1, 1.1.2	個人番号は誤った場合に誤入力の前後の個人ひもづけ管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。 なお、市区町村外にも同じ番号を保有する者がいた場合、二重付番を防ぐエラーが必要という意見があったが、住民記録システムで市区町村外の付番状況を確認することはシステム上できないため、同一市区町村内での二重付番のみを防ぐエラーとして整理。 また、4のエラーのみでカバーできるのではないかとの意見もあったが、実際に別人に付番されている個人番号と取り違えた場合にはチェックデジットでは防げないこと、本エラーは全ての準構成員が既に実装しており、費用面での問題も小さいと考えられることから、4とは別のエラーとして備える。
エラー	8 7	入力した住民票コードが空き住民票コードとして登録されている場合	入力した住民票コードは新規付番用です。	1.1.1, 1.1.2	空き住民票コードは新規付番用にCSに割り振られており、新規付番の場合は自動付番されるため、入力した住民票コードが空き住民票コードと一致することはあり得ないため。

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	9 8	住民票コードのチェックデジットが不正の場合	住民票コードのチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2	住民票コードは誤った場合に誤入力の前後の個人ひもづけ管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。
エラー	10 9	個人番号の入力と住民票コードの新規自動付番が同時に行われている場合	住民票コードを確認し、既に登録されているものを入力するか、新規付番した住民票コードに適合する個人番号を自動で生成してください。	1.1.1, 1.1.2	個人番号は住民票コードから生成されるため、個人番号を入力することは既に住民票コードは付番済のほずであり、個人番号の入力と住民票コードの新規付番が同時に起こることはあり得ないため。
エラー	11 10	外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合に、在留期間又は在留期間の満了の日を入力した場合	在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者のとき、在留期間・在留期間の満了の日は入力できません。	1.1.2	外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合は、在留期間や在留期間の満了の日は存在しないため、誤入力を防ぐためにエラーとすべきであるため。
エラー	12 11	入力した在留カード番号の入力形式が異なる場合	在留カード番号の入力形式が正しくありません。	1.1.2	誤った在留カード番号が登録されることを回避するため。
エラー	13 12	氏名と同一の通称が入力された場合	氏名と同一の通称が入力されています。	1.1.2, 1.1.7	通称と氏名が同一であることは想定されず、入力誤りと考えられるため。
エラー	14 13	住民票コードが入力されていない又は新規付番されていない場合	住民票コードが空欄です。	1.1.6	住民票コードは住民記録上必須の入力項目であり、入力又は新規付番をしないまま先に進むと連携等各種手続への影響が大きいため。
エラー	15 14	異動入力において、必須項目を入力せずに確定する場合	〇〇が入力されていません。	1.1.6	意見照会を経て、異動入力全体について共通して論理矛盾を防ぐ記載とした。防ぐ対象は画面遷移ではなく、必須項目が空欄となった状態での確定とする。なお、照合課での確認プロセスがある場合も、システム上誤った状態で確定として良い理由にはならないため、本エラーは備えることとする。
エラー	16 15	暦上日以外が入力が許容されていない項目で、暦上日以外が入力された場合	入力された日付が正しくありません。	1.1.8, 1.1.9	誤った日付が登録されることを回避するため。
エラー	17 16	世帯主が複数人存在する場合	世帯主が重複しています。	1.1.10	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。 また、世帯主を切り替える機能を4.1.3.0.1で整理しているため、世帯主が未来日転出の場合も、同時に複数人世帯主がいる状態にはならないため、エラーとして整理す

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	18 17	性別「男」に対し続柄「妻」が入力されている等、性別と続柄に矛盾が生じている場合	性別と続柄に矛盾があります。 男性に女性の続柄、又は女性に男性の続柄が入力されています。	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。 また、外国人については本国法で認められている場合は、同性の夫婦もあり得るが、その場合は「縁故者」として入力する実務になっているため、「夫」「妻」の表記と性別が矛盾している場合は、国籍にかかわらずエラーとする。 なお、今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。
エラー	19 18	日本人について、18歳未満の続柄を「夫」と入力した場合	18歳未満のため、夫を選択することはできません。	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。 なお、婚姻ができる年齢は国籍・地域によって異なるため、日本人限定のエラーとし、日本人についても今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。
エラー	20 19	日本人について、16歳未満の続柄を「妻」と入力した場合 ※2024年4月1日以降は18歳	16歳未満のため、妻を選択することはできません。 ※2024年4月1日以降は18歳	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。 なお、婚姻ができる年齢は国籍・地域によって異なるため、日本人限定のエラーとし、日本人についても今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。 ※民法改正により2022年4月1日以降は18歳に引き上げとなるが、2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚することができることとされていること鑑み、2024年4月1日以降に18歳未満の場合エラーとする。
エラー	21 20	日本人について、同一世帯で「夫」「夫(未届)」「妻」「妻(未届)」が重複している場合	続柄が重複しています	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。 なお、外国人については同性婚、重婚が本国法で認められている国・地域もあり、その場合も入力上は「夫」「妻」と記載するため、このような入力が矛盾にならないケースがあることから、本エラーは日本人限定とする。 なお、「父」「母」については、アラートとする(考え方についてはアラート15参照)。

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	22 21	本人の氏と筆頭者の氏が相違する場合(デザイン差等であつても別字として判定すること。)	本人の氏と筆頭者の氏が違います。確認してください。	1.1.12	氏名欄の氏と筆頭者欄の氏は必ず一致するはずであり、類似した文字が複数ある漢字を氏に含む場合等、誤入力を避ける必要があるため。 なお、筆頭者が既に死亡しており、残存世帯員のみで氏の漢字を平易なものに変更した場合についても、既に死亡した筆頭者も含め漢字が書き換えられるため、氏名欄の氏と筆頭者欄の氏が異なる事態は生じず、エラーとして問題ない。
エラー	23 22	支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合	指定した個人は支援措置対象者です。抑止を一時解除するには支援措置責任者によるエラー解除が必要です。	3.1	支援措置対象者の個人について、誤った異動処理や照会処理を防ぐ必要があることや支援措置責任者による処理に移行する必要があるため。 なお、支援措置対象者はエラー対応となるため、抑止対象者とは別に記載する
エラー	24 23	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。選択できません。	3.1	抑止対象者について、誤入力・誤交付等を防ぐ必要や、権限者による処理に移行する必要があるため。 なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとするが選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
エラー	25 24	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者又はその家族(同一世帯員)の情報ですので表示できません。 抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また、発行後は再度連絡をお願いします。	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするが表示可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
エラー	26 25	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者に係る異動処理や交付を不可とするか、アラートとするが異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
エラー	27 26	(転出や死亡等で)消除された世帯構成員を含めて住民票の写し等の交付を実施する場合	消除された世帯員が含まれています。	3.3	消除された世帯構成員についても除票として出力される可能性があり、抑止対象とする必要があるため。
エラー	28 27	支援措置対象者を含む証明書を発行する場合	下記の理由により発行が禁止されています。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.4	支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付は慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査を実施した上でエラーを解除することとする。

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	29 28	入力された異動事由に適さない項目が入力された場合	入力された異動事由に合致しない項目が入力されています。	4	異動事由に合致しない項目について入力されている場合は誤入力であると考えられるため。 (例) ・国外転出以外の場合に、転出先住所(予定)に国外住所を入力している場合 ・国外転出にて、転出先住所(予定)に国内住所が入力されている場合 ・出生による経過滞在者で在留資格と国籍が入力されている場合 等
エラー	30 29	前後関係のある日付において逆転する日付が入力された場合	入力された日付が正しくありません。	4	前後関係のある日付において逆転する日付が入力されている場合は誤入力であると考えられるため。 (例) ・転出年月日(予定)が住所を定めた年月日以前である場合 ・死亡の異動日が「住民となった日」「住所を定めた日」「住所を定めた届出日」以前である場合 ・通称を削除した年月日が通称を記載した年月日以前である場合 ・支援措置の終了年月日が支援措置の開始年月日以前である場合 等
エラー	31 30	異動該当者を選択しないで処理を進めようとした場合	該当者が選択されていません。	4.0.1	該当者選択なしに異動処理ができる仕組みは成立せず、後続の画面に進めないため。
エラー	32 31	異動事由と矛盾する異動者を選んだ場合(例:住所異動で除票者を選ぶ)	異動事由に合わない人が選択されました(異動事由に合った該当者を選択してください。)	4.0.1	区分の異動についての単純誤りや証明書等の誤発行、個人番号の入力誤り等を防ぐため。
エラー	33 32	個人番号要求中の世帯への異動を選択した場合	個人番号要求中の世帯員がいるため、この世帯に対する異動はできません。	4.0.1	個人番号要求中に他の異動が可能となれば、個人番号付番と住民異動の異動履歴が人によって異なる場合が生じ、処理の流れが不明確となるため。
エラー	34 33	新住所を入力する画面で、市区町村コード又は市区町村名が入力されていない場合	市区町村コード又は市区町村名が入力されていません。	4.0.2	市区町村コード及び市区町村名を全て正しく入力する必要があるため。
エラー	35 34	届出に基づく異動について、届出日が処理日より未来の日付の場合	届出日が未来の日付です。届出日を確認してください。	4.1.0.2	異動日等の日付については誤りに気づきにくく、訂正することが難しいため。 また、転入等未来日での異動ができない事項については、システム的にもそのような処理を想定していないため、エラーで入力自体を防ぐ必要があるため。 なお、職権修正については届出日が処理日より未来ということもあり得るが、届出については届出日が処理日より未来ということはないため、本項目はエラーとして整理する。

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	36 35	中長期在留者又は特別永住者の国外転入で在留カード番号等の欄に入力せずに確定した場合	在留カード番号等が入力されていません。	4.1.1	要領第4-2-(1)イにて、「法第30条の46の転入の届出、法第30条の47の届出については、在留カード等の提示が義務付けられている。」とされていることから、エラーとして整理する。
エラー	37 36	転出処理において、転出先住所に自市区町村の都道府県市区町村コードと町字コードの組合せが入力された場合	自市区町村の都道府県市区町村コードと町字コードの組合せが入力されています。	4.1.3	転出先住所に自市区町村の都道府県市区町村コードと町字コードの組合せが入力されることは誤入力であると考えられるため。
エラー	38 37	取り込んだ転出届の情報について、転出先住所に存在しない市区町村が記載されていたり、存在しない日付又は矛盾した日付が入力されていた場合	取り込んだ転出届の情報が正しくありません。確認してください。	4.1.3.0.4	取り込んだ転出届の情報に誤りがある場合には、エラーを表示して確認を実施する必要があるため。
エラー	39 38	属する世帯の変更の処理において、住所が異なる世帯へと属する世帯を変更しようとする場合(いわゆる世帯合併においては、住所が異なる世帯へ合併する場合)	選択した世帯員の住所が異動先世帯の住所と異なります(選択された世帯の住所と現在の世帯の住所が異なります。)。正しい世帯を選択してください。	4.1.4.1	世帯合併の際に住所が異なるとどちらの住所で更新すべきであるか判断がつかず、誤った異動入力となされる可能性があるため。 なお、世帯合併時の処理については4.1.4.1で整理。
エラー	40 39	世帯変更又は世帯合併を行う際の方書同一性確認で相違が生じた場合	方書が異なります。修正作業を行ってください。	4.1.4.1	方書が異なる場合が少ないことから、異なっている場合も同一であると誤認しないようにするため。
エラー	41 40	出生又は国籍喪失による経過滞在者において、出生又は国籍喪失の届出から60日以上経過した者において異動処理を進めようとした場合	出生又は国籍喪失から60日以上経過しています。	4.2.1.2, 4.5.5	経過滞在者の状態で60日以上経過した場合、異動処理を実施することは抑止される必要があるため。
エラー	42 41	除票の記載事項を修正し、確定しようとした場合(転入通知の受理により、除票に転出した旨を記載する場合を除く。)	除票の記載事項は修正できません。	4.2.3.1	除票における修正は認められていないため、エラーとする。 なお、除票において誤記修正を要する場合は統合記載欄に記載すること。
アラート	6	氏名が未記載の場合	氏名が入力されていません。	1.1.6	<u>日本人住民の氏名については、出生届において名が未定の際、名のみ空欄の場合があるが、それ以外において入力漏れを回避するため、名が入力されていないアラートが必要。外国人住民の氏名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。</u>
アラート	7	<u>日本人氏名の振り仮名が未記載の場合</u>	<u>日本人住民の氏名の振り仮名が入力されていません。</u>	1.1.6	<u>日本人氏名の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。</u>
アラート	8 7	続柄が未記載の場合	続柄が入力されていません。	1.1.6	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。 なお、養護施設の住民等続柄を空欄として登録しなければならない場合もあるため、エラーではなくアラートとする。

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	9 8	日本人住民について、本籍又は筆頭者欄が未記載の場合	本籍又は筆頭者が入力されていません。	1.1.6	外国人の場合は本籍・筆頭者欄は元々入力する必要がないため、抑止対象から外す。また、日本人の場合も戸籍のない子供の場合は本籍・筆頭者欄は空欄となるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	10 9	転入前住所が未記載の場合	転入前住所が入力されていません。	1.1.6	転入前住所は住所設定の場合は空欄ではなく「不明」と入力することとしており(4.2.1.1参照)、海外に住んでいた日本人が転入した場合は、海外の住所を入力することとなっているため、転入前住所が空欄となるケースは限定されることから、注意喚起が必要であるため。 なお、出生等によりそもそも転入前住所が存在しない場合もあるためエラーではなくアラートとする。
アラート	11 10	個人番号が未記載の場合	個人番号が未記載です。記載を行ってください。	1.1.6	個人番号は入力漏れに気づかず処理を進めた場合新規付番されてしまう、異動前後の個人情報のひもづけ管理が行えなくなる等のリスクがあり、また住基ネットは個人番号未記載の状態では連携が行えないため、注意喚起の必要性が大きい。 なお、障害発生時や休日開庁等で個人番号が生成できない場合も、届出を受理したり証明書を交付したりする必要がある場合があるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	12 11	死亡日を不詳日又は暦上日以外の年月日とする異動処理の場合	死亡日に存在しない日付又は不詳日が設定されていますが、よろしいですか。	1.1.8	このような入力が行われるのは稀なケースで、注意喚起が必要であるため。 なお、あり得ない入力ではないため、エラーではなくアラートとする。
アラート	13 12	生年月日を不詳日又は暦上日以外の年月日とする異動処理の場合	生年月日に存在しない日付又は不詳日が設定されていますが、よろしいですか。	1.1.8	このような入力が行われるのは稀なケースで、注意喚起が必要であるため。 なお、あり得ない入力ではないため、エラーではなくアラートとする。
アラート	14 13	世帯主が存在しない場合	世帯主が不在です。	1.1.10	新世帯主を確認する事務につなげる必要があるため。 世帯主が死亡して直ちに世帯主を設定できない場合や、養護施設に居住する児童の場合等、世帯主が存在しないケースは存在するため、エラーではなくアラートとする(1.1.10参照)。
アラート	15 14	15歳未満の住民を世帯主とした場合	15歳未満ですが、世帯主でよろしいですか。	1.1.10	単独世帯を認める以上、世帯主に最低年齢の制限はなく、15歳未満でも世帯主となり得ることからエラーではなくアラートとする。

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	16 15	日本人住民について、同世帯で「父」「母」が重複している場合	続柄が重複しています。実親と養親が同世帯にいますか。	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。 なお、日本人住民の「夫」「妻」については、重複はあり得ないためエラーとするが(エラー21参照)、「父」「母」については、養親と実親が同世帯にいる場合等があり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	17 16	生年月日の順と続柄の順が世帯内で合致していない場合(例:世帯主よりも早く生まれている場合に続柄が「子」と入力されている)	生年月日の順と続柄の順が世帯内で合致していません。確認してください。	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。
アラート	18 17	除票となつてから誤記修正を行った住民票の除票の写しの発行処理を行う場合	この住民票の除票は、誤記修正に関する記録が統合記載欄に記載されています。必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。	1.1.14, 5.1	他の異動と異なり、誤記修正については、請求者側でその事実気づかない可能性があり、請求者にあらかじめ説明をする必要があるため、アラート機能を実装した。
アラート	19 18	仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超過した対象者が存在する場合	仮支援措置の状態で指定日数を超過した対象者が存在します。支援措置の必要性を確認し、必要に応じて支援措置を開始してください。	1.1.16	仮支援措置のまま放置されることを防ぐため。アラートとする日数については、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	20 19	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。	3.1	抑止対象者について注意喚起を行い、誤入力・誤交付等を防ぐ必要や、権限者による処理に移行する必要があるため。 なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとするが選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	21 20	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者又はその家族(同一世帯員)の情報を表示しようとしています。ご注意ください。 抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また、発行後は再度連絡をお願いします。	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするが表示可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	22 21	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者の異動処理や交付を不可とするか、アラートとするが異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	23 22	支援措置の期間終了日の1か月前以降で、支援措置対象者の住民票を参照した場合	1か月以内に支援措置の期間が終了します。	3.4	支援措置の期間の延長漏れを防止し、支援措置対象者に支援措置の期間が終了する旨の通知をするために必要。また、当該通知は支援措置の期間が終了するまでに行えばよいので、アラートとした。

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	24 23	支援措置の期間が終了している支援措置対象者の住民票を参照した場合	支援措置の期間が終了しています。	3.4	支援措置の期間延長の申出がなされていないので、延長漏れの可能性があり、支援措置対象者に延長の意思確認が必要な場合がある。延長しないことで確認が取れており、誤りがなければ、終了することもできるので、アラートとした。
アラート	25 24	支援措置対象者と併せて支援を求める者が、転出届又は転居届を行う場合で、転出又は転居の処理を確定しようとした場合	支援措置対象者と併せて支援を求める者が、転出又は転居しようとしています。支援措置対象者の相手方加害者に支援措置対象者の住所が漏えいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。	3.4	異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないでほしい旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらう等、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。
アラート	26 25	いずれの項目も変更がされていない場合	入力前と変更がありません。	4	注意喚起が必要であるため。 なお、他システムへ空更新のデータを送るニーズがあるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	27 26	個人番号カード保有者が券面記載事項に係る修正・異動を行う場合(異動処理終了時にカードの券面記載事項も変更するようにという趣旨)	個人番号カード所有者の券面記載事項に係る修正・異動が行われますので、個人番号カードの券面記載事項の変更を行ってください。	4	住所変更等の際に、当該変更がカードや電子証明書にも反映されるように、声かけをして更新漏れを防ぐニーズがあるため。
アラート	28 27	異動を伴う世帯に転出予定者(予定日未達)が含まれている場合	異動を伴う世帯に転出予定者(予定日未達)が含まれていません。異動を継続してよろしいですか。	4.0.1	既に発行している転出証明書の情報と齟齬が生じ得ることから、確認を行う必要があるため。
アラート	29 28	住所を定めた年月日を、異動日と異なる日付に変更した場合	異動日≠住定日となりますが、更新しますか。	4.0.2	基本的に異動日と住所を定めた年月日は同じ日になることが多く、そうでない場合には注意喚起が必要であるため。
アラート	30 29	入力した異動日より新しい異動日で他の異動処理が行われている場合	入力よりも新しい異動があります。確認してください。	4.0.3	注意喚起を行い、正確な異動日を確認する事務につなげる必要があるため。
アラート	31 30	異動において、処理日より指定した日数以上前の異動日又は届出日等が入力されている場合	異動日又は届出日等から相当期間経過しています。よろしいですか。	4.0.3, 4.1.0.2	注意喚起を行い、正確な異動日及び届出日を確認する事務につなげる必要があるため。
アラート	32 31	届出の異動日が他の世帯員の住所を定めた年月日以前の場合	他の世帯員が住所を定めた年月日より前の異動日が入力されました。よろしいですか。	4.0.3	異動日の誤りを防ぐために注意喚起は必要だが、先に住み始めた世帯員が後から届出をする場合もあり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	33 32	出生の異動事由において、異動日と生年月日が異なっていた場合	異動日≠生年月日となりますが、よろしいですか。	4.0.3, 4.2.1.4	出生の場合、異動日と生年月日が同日になることが多く、異なる場合は確認をする必要があるため。

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	34 33	世帯員が複数いる世帯の転出において、世帯主の転出に伴い世帯主変更の必要がある場合	転出(予定日:○年●月△日)の世帯主がいます。異動処理の前に、世帯主変更を行ってください。	4.0.4	新世帯主を確認する事務につなげる必要があるため。世帯主が死亡して直ちに世帯主を設定できない場合や、養護施設に居住する児童の場合等、世帯主が不在となるケースは存在するため、エラーではなくアラートとする(1.1.10参照)。
アラート	35 34	続柄が夫又は妻の世帯員の本籍及び筆頭者が、世帯主の本籍及び筆頭者と異なる場合	続柄が夫又は妻の世帯員の本籍及び筆頭者が、世帯主の本籍及び筆頭者と異なります。確認してください。	4.0.6	本籍及び筆頭者について入力誤りを避けるため。
アラート	36 35	個人情報を変更した後、更新処理を行わなかった場合	更新せずに終了します。よろしいですか。	4.0.9	異動入力の際に注意喚起が必要であり、現行システムでも実装しているという意見が多かったため。
アラート	37 36	届出日が、異動日から15日以上経過している場合	住み始めてから15日以上経過しています。異動日が15日以上前の日付です。	4.1.0.2	異動日から15日以上経過している場合、必要な手続きが異なり、職員への注意喚起が必要であるため。
アラート	38 37	転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合	住民異動届受理通知を出力する可能性がある手続きとなります。住民異動届受理通知を出力しますか。	4.1.0.3	処理件数の多い指定都市においては、住民異動届受理通知を出力する可能性のある処理後に出力し忘れの可能性があるため。
アラート	39 38	外国人住民の国外転入等において、転入前住所が入力されていた場合	外国人住民の国外転入等において、転入前住所が入力されています。よろしいですか。	4.1.1	要領第2-1-(2)-コに、「法第30の46及び法第30条の47に基づく届出をした者については、記載を要しない」とあることから、空欄として登録することがほとんどであると考えられるため。
アラート	40 39	既に住所を有する住民がいる住所に、転入又は転居の登録をしようとした場合	既に住所を有する住民がいます。必要に応じ届出者に対して状況の確認をしてください。	4.1.1, 4.1.2	要領第4-2-(2)-ウにて「新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当」とされているため。 ※小規模分譲地の一戸建て等、複数の家屋で同一の住居番号が付番されているケースがあることに留意すること。
アラート	41 40	除票データにおいて、住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号が一致する者がいた場合	再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	4.1.1.2	住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号のいずれかが一致する者が除票データ内にいた場合は、再転入であると考えられることから、新規の入力を抑止するためアラートとする。
アラート	42 41	除票データにおいて、3情報(氏名・性別・生年月日)が一致する者がいた場合	再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	4.1.1.2	再転入者である可能性があり、注意喚起のため必要であり、アラートとする。
アラート	43 42	再転入で個人番号の入力時に、入力した個人番号が転出時と異なっている場合	入力したマイナンバーは転出時の内容と異なります。	4.1.1.2	個人番号は訂正に手間と時間がかかることから、誤入力を防ぐ必要性が高いため。 なお、転入地市区町村で個人番号を変更しているケースもあり得るため、エラーではなくアラートとする。

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
アラート	44 43	再転入で住民票コードの入力時に、入力した住民票コードが転出時と異なっている場合	入力した住民票コードは転出時の内容と異なります。	4.1.1.2	住民票コードは訂正に手間と時間がかかることから、誤入力を防ぐ必要性が高いため。 なお、転入地市区町村で住民票コードを変更しているケースもあり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	45 44	転入又は出生等で入力しようとした者と氏名(又は日本人氏名の振り仮名若しくは外国人氏名のフリガナ)・名(又は日本人名の振り仮名若しくは外国人名のフリガナ)・性別・生年月日の組合せが一致する現存者(仮登録の状態の者を含む。)がいる場合	入力しようとした者と氏名(又は日本人氏名の振り仮名若しくは外国人氏名のフリガナ)・名(又は日本人名の振り仮名若しくは外国人名のフリガナ)・性別・生年月日の組合せが一致する現存者がいます。現存者と同一人でないか確認してください。	4.1.1.2, 4.2.1.2	同一人物である可能性があるため、正確な記載のために注意喚起が必要。 なお、当該情報の組合せが一致する可能性もあるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	46 45	同一住所(地番)の家屋へ異動する場合	同一住所(地番)への転居となっています。当該住所で問題がないか確認してください。	4.1.2	同一住所(地番)の別領域の家屋へ転居する入力が可能であるが、入力誤りの可能性も考えられるため。
アラート	47 46	転居予約を利用した転居において、取り込んだ転居予約情報のうち、届出人以外の転居する世帯員の氏名及び生年月日が住民記録システム内の情報(氏名及び生年月日)と一致しない者がいる場合	転居届に印字しようとした者のうち、氏名・生年月日が異なる者がいます。 対象者:○○(転居予約情報の氏名) 差異項目:×× 確認の上、必要に応じて転居届印字前に修正してください。	4.1.2.2	転居予約を利用した転居届においては、転居予約での誤入力がそのまま転居届に印字されることを防ぐ必要があるため。
アラート	48 47	特例転入を利用した転出処理の届出日において、異動日から既に14日を経過している場合	特例転入を利用した転出ですが、14日を経過しています。	4.1.3.0.4	異動日等の日付は誤りに気づきにくく、訂正することが難しいため。 なお、転入届の特例及び住民票の写しの広域交付の運用上の留意事項 項番3に「転出をした日の翌日から起算して14日を超えた場合→転出をした日の翌日から起算して14日を超えた旨を注記して「転出証明書情報に準ずる証明書」又は「消除した住民票の写し」の郵送等を行う」とされていることから、特例転入を利用した転出手続が利用できなくなる。ただし、「転出をした日の翌日から起算して14日」が閉庁日の場合は、その翌日まで転出届を受け付け、転出証明書情報を使用する転出処理をおこなう」と記載があることから、アラートとした。
アラート	49 48	個人番号カード保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合	特例転入を利用した転出ではありませんので、転出証明書情報は作成されません。更新処理後に転出証明書を発行してください。	4.1.3.0.4	カード保有者には特例転入の手続を案内した方が簡便な手続で済むため。 なお、制度上カード保有者が通常の転出証明書による手続を行うことは禁じられているわけではないため、エラーではなくアラートとする。
アラート	50 49	住民記録システム上、個人番号カードの交付を受けていない住民について、特例転入を利用した転出を行う場合	システム上、対象者は個人番号カードの交付が確認できないため、特例転入を利用した転出を行えません。対象者は個人番号カードを持っていますか。	4.1.3.0.4	カードの保有情報と連携して特例転入の可否のチェックが行われないと、確認作業に時間を要したり、誤って特例転入を利用した転出による処理を行ってしまった場合、転入届の手続ができなくなってしまうため。 なお、住基ネットからカード発行状況を即時に取得できない場合等、住民からカードの保有状況を聞き取り、特例転入を利用した転出の処理を行う場合もあるため、エラーではなくアラートとする。

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	51 50	自動付番時に蓄積された住民票コードの空き番レコードの件数が、設定した件数を下回った場合	蓄積された住民票コードが少なくなっています。住民票コードの付番要求を行ってください。	4.3.1	住民票コードの残件数の枯渇については職員が気づきにくいいため、アラート表示することとした。
アラート	52 51	住民票(原票)の異動処理と、出入国在留管理庁通知のタイムラグが発生した場合	住民票の最新異動年月日が出入国在留管理庁通知の事由発生年月日より新しいですが、反映処理を行いますか。	4.5.6	履歴の逆転が発生する可能性があるため。なお、出入国在留管理庁通知が未達の異動ということになるが、通知を待たずに異動することもあり得るためアラートとする。
アラート	53 52	住基法のみでの届出又は入管法のみでの届出を選択した場合	住基法のみでの届出です。更新してよろしいですか。又は 入管法のみでの届出です。更新してよろしいですか。	4.5.7	「住基法のみでの届出」又は「入管法のみでの届出」のどちらか一方の届出のみしか行わない場合、既に片方の届出が済んでいるのか、又はこれから片方の届出が必要な者であるかの確認を要するため。
アラート	54 53	異動事由において「異動の取消し(増)」が選択されている場合に異動日として消除年月日が入力されていない、又は「異動の取消し(減)」の場合で異動日に住民となった年月日を選択されていない場合	異動事由において「異動の取消し(増)」が選択されている場合に異動日として消除年月日が入力されていない、又は「異動の取消し(減)」の場合で異動日に住民となった年月日を選択されていません。よろしいですか。	4.6	異動の取消し(増)の場合は異動日が消除年月日、異動の取消し(減)の場合は住民となった年月日が記載されることが多く想定されるため。
アラート	55 54	外国人住民の住民票の写しの発行時及び異動届出の際に、在留期間の満了の日を超えている場合	在留期間の満了の日を経過しています。在留期間の満了の日から〇月を経過しています。	5	在留期間が満了している外国人への証明書の発行及び異動届の受付を防ぐため。なお、法務省からの在留期間更新の連携の前に在留期間の満了の日が到来している場合もあるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	56 55	住民票の写しに個人番号を記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。マイナンバーを出力しますか。	5.1	個人番号を住民票の写しに記載することができる場合は限られており、その都度確認の必要があるため。
アラート	57 56	住民票の写しに住民票コードを記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。住民票コードを出力しますか。	5.1	住民票コードは用途が限られており、住民票の写しに記載するかどうかはその都度確認の必要があるため。
アラート	58 57	世帯主のない世帯の世帯員について、世帯主又は続柄を記載した証明書を発行しようとする場合	主なし世帯のため世帯主情報を出力することができません。主なし世帯のため続柄を出力することができません。	5.1	世帯主欄を一時的に空欄にしていることを認める仕様においては、確認の必要があるため。
アラート	59 58	システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合	文字溢れが発生しています。	5.8	文字溢れが発生した場合等には該当項目を限界まで出力させるか空白で出力するかを選択し、空欄を選択した場合には、手書きでの記載が必要となるため、記入漏れが発生しないようアラートが必要。5.8参照

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)帳票関連項目等一覧

機能名称			機能ID	タイトル	帳票イメージ等																																								
項目①	項目②	項目③																																											
5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	追加	振り仮名を記載した例	<p>(記載例)</p> <p>(氏の振り仮名のみ記載する場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名の振り仮名</td> <td>ジュウミン 【名空欄】</td> </tr> </table> <p>(名の振り仮名のみ記載する場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名の振り仮名</td> <td>【氏空欄】 タロウ</td> </tr> </table> <p>(氏及び名の振り仮名のいずれも記載しない場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>***</td> <td>*****</td> </tr> </table>	氏名の振り仮名	ジュウミン 【名空欄】	氏名の振り仮名	【氏空欄】 タロウ	***	*****																																		
氏名の振り仮名	ジュウミン 【名空欄】																																												
氏名の振り仮名	【氏空欄】 タロウ																																												
***	*****																																												
5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	0010305	フリガナを記載した例	<p>(記載例)</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>住民 太郎 (ジュウミン タロウ)</td> </tr> <tr> <td>旧氏</td> <td>住基 (ジュウキ)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>ZHANG YULIN 張 玉蓮 (チャン ユウリン)</td> </tr> <tr> <td>通称</td> <td>住民 花子 (ジュウミン ハナコ)</td> </tr> </table>	氏名	住民 太郎 (ジュウミン タロウ)	旧氏	住基 (ジュウキ)	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮 (チャン ユウリン)	通称	住民 花子 (ジュウミン ハナコ)																																
氏名	住民 太郎 (ジュウミン タロウ)																																												
旧氏	住基 (ジュウキ)																																												
氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮 (チャン ユウリン)																																												
通称	住民 花子 (ジュウミン ハナコ)																																												
—	—	20.0.1 様式・帳票全般	0010453	項目の順序を各市区町村が自由に決められる例(※実装不可機能)	<p>(参考)画面例1</p> <table border="1"> <tr> <td>(異動後)住所</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇1-2-3</td> </tr> <tr> <td>(異動前)住所</td> <td>〇〇県〇〇市××3-2-1</td> </tr> <tr> <td>(異動後)世帯主名</td> <td>住民 太郎</td> </tr> <tr> <td>(異動前)世帯主名</td> <td>(異動なし)</td> </tr> <tr> <td>(異動後)氏名</td> <td>住民 太郎</td> </tr> <tr> <td>(異動前)氏名</td> <td>(異動なし)</td> </tr> <tr> <td>(異動後)氏名の振り仮名</td> <td>ジュウミン タロウ</td> </tr> <tr> <td>(異動前)氏名の振り仮名</td> <td>(異動なし)</td> </tr> <tr> <td>(異動後)旧氏</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(異動前)旧氏</td> <td>(異動なし)</td> </tr> </table> <p>⋮</p> <p>(スクロールで表示)</p> <p>(参考)画面例2</p> <table border="1"> <tr> <td>(異動後)氏名</td> <td>住民 太郎</td> </tr> <tr> <td>(異動前)氏名</td> <td>(異動なし)</td> </tr> <tr> <td>(異動後)氏名の振り仮名</td> <td>ジュウミン タロウ</td> </tr> <tr> <td>(異動前)氏名の振り仮名</td> <td>(異動なし)</td> </tr> <tr> <td>(異動後)住所</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇1-2-3</td> </tr> <tr> <td>(異動前)住所</td> <td>〇〇県〇〇市××3-2-1</td> </tr> <tr> <td>(異動後)世帯主名</td> <td>住民 太郎</td> </tr> <tr> <td>(異動前)世帯主名</td> <td>(異動なし)</td> </tr> <tr> <td>(異動後)旧氏</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(異動前)旧氏</td> <td>(異動なし)</td> </tr> </table> <p>⋮</p> <p>(スクロールで表示)</p>	(異動後)住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	(異動前)住所	〇〇県〇〇市××3-2-1	(異動後)世帯主名	住民 太郎	(異動前)世帯主名	(異動なし)	(異動後)氏名	住民 太郎	(異動前)氏名	(異動なし)	(異動後)氏名の振り仮名	ジュウミン タロウ	(異動前)氏名の振り仮名	(異動なし)	(異動後)旧氏		(異動前)旧氏	(異動なし)	(異動後)氏名	住民 太郎	(異動前)氏名	(異動なし)	(異動後)氏名の振り仮名	ジュウミン タロウ	(異動前)氏名の振り仮名	(異動なし)	(異動後)住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	(異動前)住所	〇〇県〇〇市××3-2-1	(異動後)世帯主名	住民 太郎	(異動前)世帯主名	(異動なし)	(異動後)旧氏		(異動前)旧氏	(異動なし)
(異動後)住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3																																												
(異動前)住所	〇〇県〇〇市××3-2-1																																												
(異動後)世帯主名	住民 太郎																																												
(異動前)世帯主名	(異動なし)																																												
(異動後)氏名	住民 太郎																																												
(異動前)氏名	(異動なし)																																												
(異動後)氏名の振り仮名	ジュウミン タロウ																																												
(異動前)氏名の振り仮名	(異動なし)																																												
(異動後)旧氏																																													
(異動前)旧氏	(異動なし)																																												
(異動後)氏名	住民 太郎																																												
(異動前)氏名	(異動なし)																																												
(異動後)氏名の振り仮名	ジュウミン タロウ																																												
(異動前)氏名の振り仮名	(異動なし)																																												
(異動後)住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3																																												
(異動前)住所	〇〇県〇〇市××3-2-1																																												
(異動後)世帯主名	住民 太郎																																												
(異動前)世帯主名	(異動なし)																																												
(異動後)旧氏																																													
(異動前)旧氏	(異動なし)																																												

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_帳票関連項目等一覧

機能名称			機能ID	タイトル	帳票イメージ等
項目①	項目②	項目③			
二	二	20.0.3 異動履歴の記載	追加	戸籍の届出に基づき日本人氏名の振り仮名を記載した場合	<p>【異動履歴】</p> <p>令和7年6月7日申出(令和7年6月7日異動(職権記載))</p> <p>異動項目: 氏名の振り仮名</p> <p>異動前: 【空欄】</p> <p>異動後: サトウ ハナコ</p> <p>留意事項:</p>

住民記録システム

機能・帳票要件(第5.0版)_(参考)統合記載欄B類型・C類型記載例

類型	記載内容	事象	記載例
B類型	特別養子である旨	特別養子縁組によって住民票が記載された場合	特別養子縁組
B類型	上陸期間を経過する年月日(許可期限)	一時庇護許可者について住民票を記載した場合	上陸期間経過年月日 2022年1月11日
B類型	仮滞在期間を経過する年月日(許可期限)	仮滞在許可者について住民票を記載した場合	仮滞在期間経過年月日 2022年1月11日
B類型	出生した日から60日を経過する年月日	出生による経過滞在者について住民票を記載した場合	出生した日から60日を経過する年月日 2022年1月11日
B類型	国籍を失った日から60日を経過する年月日	国籍喪失による経過滞在者について住民票を記載した場合	国籍を失った日から60日を経過する年月日 2022年1月11日
B類型	通知の事由(氏名変更、在留資格変更許可等)及びその事由の生じた年月日	法第30条の50の規定による出入国在留管理庁長官からの通知に基づき、住民票の消除又は記載の修正をした場合	氏名変更年月日 2022年1月11日
B類型	氏名について仮名により記載した旨	氏名等の記憶を喪失した者について、住民票を作成した場合で、当該者の氏名を仮名により記載した場合	氏名について仮名により記載
B類型	死亡とみなされる年月日(失踪期間が満了した年月日)	失踪の届出があった場合	死亡とみなされる年月日 令和4年1月11日
B類型	外国人氏名のフリガナを修正した事由	外国人住民から氏名のフリガナを変更してほしい旨の申出があり、住民票を職権修正した場合	外国人氏名のフリガナについて職権修正
B類型	戸籍に記載された推定死亡日	死亡日が特定できない場合	推定死亡年月日 令和4年1月11日
B類型	従前の氏	・転入届と戸籍届出が同時にあった場合 ・既に戸籍届出を出している者から転入届があった場合 ・戸籍届出受理証明書又は戸籍謄本を添付した転入届があった場合	転入届と同日に戸籍届出を提出 従前の氏 鈴木
B類型	前本籍	転入届と同時に戸籍届出があった場合	前本籍 東京都千代田区霞が関二丁目1番地
B類型	転出取消により転出事項消除の上異動を取消した旨	転出予定年月日経過後に転出を取り消した場合	転出取消しにより異動取消し
B類型	・出生届が提出に至っていない旨 ・認知調停等手続が申立中である旨	民法(明治29年法律第89号)第772条の規定に基づく嫡出推定が働くことに関連して、出生届の提出に至らない者について、認知調停手続等外形的に子の身分関係を確定するための手続が進められている場合に、総務省通知(平成24年7月25日総行住第74号)に基づき、職権で住民票の記載を行った場合	認知調停等手続申立中
B類型	・就籍の届出に至っていない旨 ・就籍許可等手続中である旨	就籍の届出に至らない者について、戸籍法第110条の規定における就籍許可審判又は第111条の規定における確定判決を受けるための裁判手続(以下「就籍許可等手続」という。)を行っており、日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合で、総務省通知(平成30年10月2日総行住第162号)に基づき、職権で住民票の記載を行った場合	就籍許可等手続中
C類型	除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した年月日・理由、誤記の箇所及び誤記修正後の記載	除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した年月日・理由、誤記の箇所及び誤記修正後の記載 ※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。	誤記判明年月日 令和4年1月11日 誤記判明理由 申出 誤記の箇所 氏名 誤記修正後の記載 鈴木 太郎
C類型	転出届により転出先住所(予定)及び届出の年月日を記載した旨	職権消除済の者から転出届がなされ、消除した事由を記載した場合	転出届により転出先住所(予定)及び届出の年月日記載
C類型	失踪宣告取消の届書の届出があった旨及び記載年月日	失踪宣告取消の届書の提出があり、除票に記載された者の生存が判明した場合	失踪宣告取消の届出受領 記載年月日 令和4年1月11日
C類型	氏名のカタカナ表記	非漢字圏の外国人住民(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含むものとする。)について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合	氏名のカタカナ表記 トーマスジェファーソン
C類型	事実上の世帯主の氏名	実際に世帯主に相当する者が法の適用から除外されている外国人であって、その者の氏名が確認できている場合 ※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。	事実上の世帯主の氏名 ZHANG YULIN
C類型	平成21年改正法附則第4条第1項により作成	住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「平成21年改正法」という。)附則第3条第1項及び第2項の規定により作成された仮住民票が、平成21年改正法附則第4条第1項により、平成21年改正法附則第1条第1号に定める日において住民票となった場合	平成21年改正法附則第4条第1項により作成
C類型	通称による住所の名称	選挙、納税等の各種行政面で、行政区画上の正式名称の住所ではなく、通称による住所が利用されており、住民票上にどうしても通称による住所が必要な場合	通称による住所の名称